

国保の

て

び

き



このパンフレットはスマホ・タブレットでも見られます
This publication can also be seen on smartphones and tablets.

- 音声読み上げ機能 (Reading Aloud)
- 多言語自動翻訳機能 (Multi-lingual Translation)

調布市 保険年金課

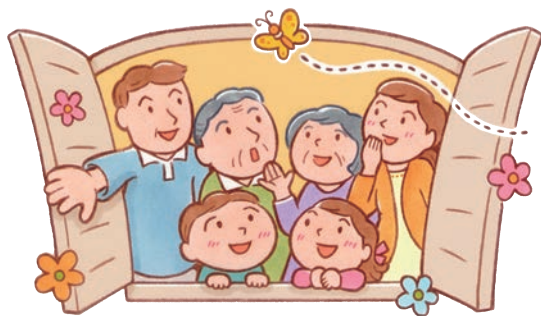
TEL **050-1720-3706**

※国保税の納付については、納税課【042(481)7220】へ
お問い合わせください。

2025.6

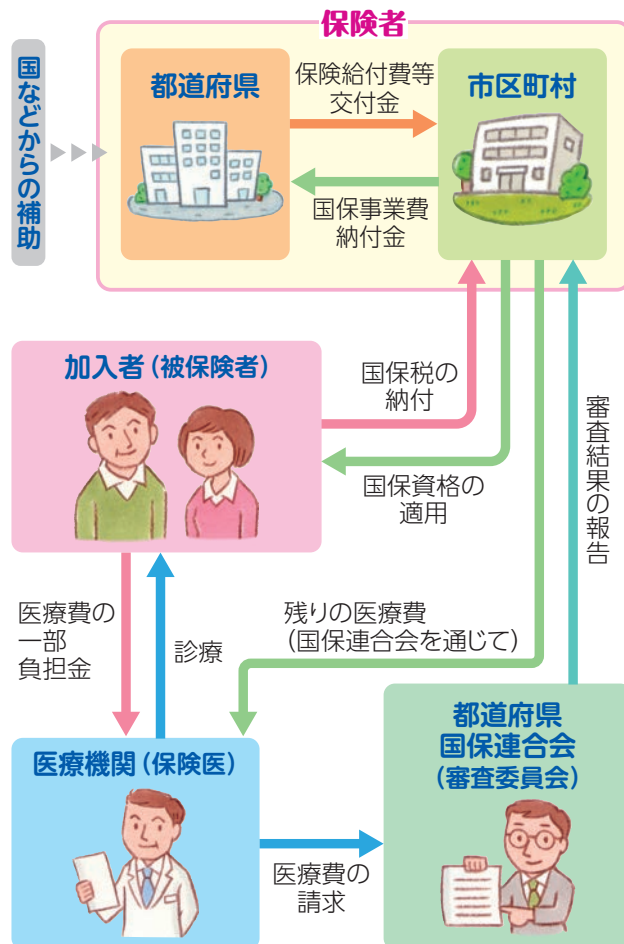
もくじ

● 国保のしくみ	3
● 医療を受けるとき	6
● 国保税	10
● 国保で受けられる給付	16
● 70～74歳の人の医療、所得区分	18,19
● 医療費が高額になったとき	20
● 療養費等の支給	27
● 健康づくりと医療費	32
● 後期高齢者医療制度	35



国保のしくみ

国保（国民健康保険）とは、病気やケガをしたとき、安心してお医者さんにかかるように、加入者（被保険者）がお金（国保税）を出し合って、医療費を補助する制度です。国保の運営は、みなさんが住む都道府県と市区町村（保険者）が行います。



国保に加入する人

職場の健康保険(健康保険組合や共済組合など)に加入している人、後期高齢者医療制度の対象となる人、生活保護を受けている人以外は、すべての人が国保の加入者(被保険者)となります。

お店などを営んでいる
自営業の人
や、フリーランス
の人



農業・漁業などに従事
している人



職場の健康保険などを
やめた人とその家族



パート、アルバイトなど
で、職場の健
康保険に加入
していない人



外国籍で、職場の健康保険などに加入せず、3か月を超えて日本に滞在する人(住民登録をしている人に限ります)も国保に加入しなければなりません。

Foreign nationals who are going to stay in Japan for more than three months (only those who have registered their residency) and have not enrolled in health insurance through their workplace, etc., must enroll in the National Health Insurance.

外籍人士若未加入公司的健康保險等，且在日本停留超過3個月的人(仅限已辦理住民登記者)，也必須加入國民健康保險。

외국 국적자이며, 직장의 건강보험 등에 가입하지 않고 3개월을 초과하여 일본에 체재할 사람(주민등록이 되어 있는 사람에 한함)도 국민건강보험에 가입해야 합니다.

加入は世帯ごとです

国保では、大人や子どもの区別なく、一人ひとりが加入者になりますが、加入は世帯ごととなり、各種届出は世帯主または世帯員が行います。



国保に加入するとき・脱退するとき

国保に加入するときや、脱退するときは、**14日以内**に国保の窓口へ届出を行ってください。

- 職場の健康保険などをやめたとき
- ほかの市区町村から転入したとき
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき

14日以内
に届出を

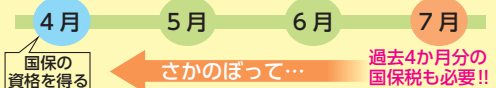
届出が遅れると

- 国保税は届出をした日からではなく、資格を得た月までさかのぼって支払うことになります。
- 届出を行う前の医療費の支払いは、やむを得ない場合を除いて全額自己負担になります。

例えば、4月に会社を辞めたのに、届出を7月に行った場合…

会社を辞める

保険年金課に届出



加入するとき

- 職場の健康保険などに加入したとき
- ほかの市区町村へ転出したとき
- 死亡したとき
- 生活保護を受け始めたとき
- 後期高齢者医療制度に加入したとき
(75歳になって対象となったときは届出は不要です)

14日以内
に届出を



届出が遅れると

- 国保資格のない期間に診療を受けた場合、国保が負担した医療費はあとで返還していただきます。

脱退するとき

※届出に必要なものは裏表紙をご覧ください。
※同一都道府県内における市区町村間での住所異動のときも届出が必要です。

国保のしくみ

医療を受けるとき

医療機関等の窓口では マイナ保険証をご利用ください

「マイナ保険証」とは、健康保険証として利用登録したマイナンバーカードのことをいいます。

マイナ保険証の利用登録は 以下の方法で行えます

- マイナポータル
- セブン銀行ATM
- 医療機関等の受付
(顔認証付きカードリーダー)



マイナ保険証の利用方法

- 1 顔認証付きカードリーダーに
マイナンバーカードを置く
- 2 顔認証または暗証番号(数字4
桁)で本人確認をする
- 3 医師、薬剤師へ提供する情報
を選択する



●詳しくは
マイナンバー総合フリーダイヤル

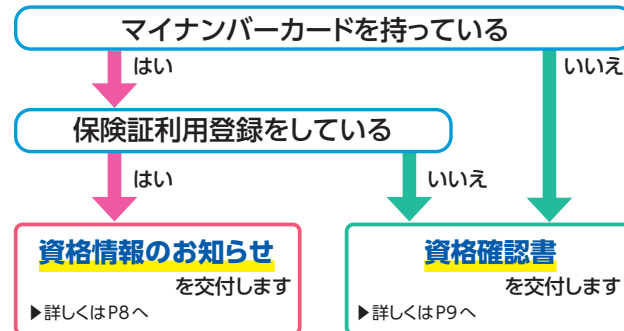
TEL 0120-95-0178



▲デジタル庁HP

ご自身のマイナ保険証 保有状況をご確認ください

新たに国民健康保険に加入される場合や、住所、氏名等に変更があった場合は、マイナ保険証の保有状況に応じ、資格情報のお知らせまたは資格確認書が交付されます。



マイナ保険証のメリット

- 1 窓口で限度額を超える支払いが不要になる
医療費が高額になる場合でも、申請無しで、医療機関の窓口で限度額を超える高額な医療費の支払いが不要になります。
- 2 健診情報や薬剤情報の共有により、より良い医療を受けられる
健診結果や過去に処方された薬の情報が医師や薬剤師に共有されるので、データに基づく医療を受けることができます。

※健診情報等の提供に同意した場合のみ

加入する健康保険が変わった際は届出が必要です

マイナポータル上の情報が新しい保険情報に切り替わっても、国民健康保険をやめる手続きは本人または住民票上同一世帯の人から届け出る必要があります。

加入する健康保険が変わった際は、忘れずに届け出てください。

資格情報のお知らせについて

資格情報のお知らせは、マイナ保険証をお持ちの方に交付します。

資格情報のお知らせとは

マイナ保険証をお持ちの方に加入している保険の資格に関する情報をお知らせするものです。

資格情報のお知らせだけでは医療機関等を受診することはできません。マイナンバーカードで受診してください。

資格情報のお知らせの交付について

資格情報のお知らせは、以下の条件に該当する場合などに交付します。

- ◆新しく国民健康保険に加入した場合
 - ◆資格情報に変更が生じた場合
【例】住所変更をした、自己負担割合が変更になった等
 - ◆資格情報のお知らせが有効期限を迎えた場合（70～74歳の方のみ）
- ※国民健康保険に加入している間は、資格情報のお知らせを大切に保管してください。

こんな時は資格情報のお知らせをご利用ください

- ◆健康保険の切替手続き中で医療機関等の端末で正しい情報が表示されないとき
 - ◆医療機関がマイナ保険証に対応していないとき
 - ◆医療機関等の顔認証付きカードリーダーが故障したとき など
- マイナンバーカードと資格情報のお知らせまたはマイナポータル画面*を医療機関等に提示することで受診できます（資格情報のお知らせだけでは受診できません。）
- *マイナポータルログイン後、「健康保険証」欄から確認することができます。

ご相談ください

マイナ保険証をお持ちの方であっても、介助者等の第三者が本人に同行して資格確認の補助をする必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難な方には、申請いただくことで資格確認書を交付します。

該当される方は、保険年金課までお問い合わせください。

資格確認書について

資格確認書は、マイナ保険証の利用登録をしていない方などに交付します。

資格確認書とは

マイナ保険証の利用登録をしていない方などの被保険者資格を確認するためのものです。

資格確認書の交付を受けた方は、医療機関等に資格確認書を提示してください。

70～74歳の方の資格確認書には自己負担割合が記載されていますので、医療機関等の窓口で資格確認書を提示することにより、記載の自己負担割合が適用されます。



資格確認書の交付について

資格確認書は、マイナ保険証をお持ちでない方で以下の条件に該当する場合に交付します。

- ◆新しく国民健康保険に加入した場合
- ◆資格情報に変更が生じた場合
【例】住所変更をした、自己負担割合が変更になった等
- ◆資格確認書が有効期限を迎えた場合
- ◆DV被害者等でマイナポータルや医療機関等で自己情報が閲覧できない設定をされている方
- ◆マイナ保険証の利用登録解除をした場合

新たにマイナンバーカードの健康保険証利用登録を行った場合、資格確認書は交付されなくなります。

※マイナ保険証の解除申請は、郵送または窓口にて受け付けています。申請方法の詳細については、市ホームページをご確認ください。

国保税

国保税の決まり方

国保税は、国保加入者の所得や人数などに応じて世帯単位で決まります。

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分 (40～64歳の人の)
所得割	算定基礎額 ×5.52%	算定基礎額 ×1.98%	40～64歳の人の算定基礎額 ×1.75%
均等割	加入者一人につき 29,000円	加入者一人につき 10,300円	40～64歳の人 一人につき 12,000円

世帯の国保税

※算定基礎額＝前年の総所得金額等－基礎控除(43万円)

医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分のそれぞれに課税限度額が設けられており、限度額を超えて納めることはありません。

医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
限度額 65万円	限度額 24万円	限度額 17万円

◆所得の少ない世帯は負担が軽減されます

世帯主(世帯主が国保加入者でない場合も含む)及びその世帯の国保加入者の総所得金額等の合計が次の基準以下の場合には、均等割が軽減されます。

軽減対象となる所得の基準	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数－1)	7割
43万円+(30.5万円×国保加入者数*) +10万円×(給与所得者等の数－1)	5割
43万円+(56万円×国保加入者数*) +10万円×(給与所得者等の数－1)	2割

※同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療制度の被保険者に移行した人を含む

※65歳以上の方の公的年金に係る所得については15万円控除後に判定

◆未就学児は均等割が軽減されます

未就学児は均等割が5割軽減*となります。

*所得に応じた軽減を適用された世帯は、その軽減適用後の金額が対象

国保税の軽減・減免措置

世帯の所得合計が一定基準以下である場合の軽減や未就学児の軽減のほか、次の場合には、国保税が軽減または減免される場合があります。

非自発的失業者の軽減措置

雇用保険受給資格がある方の中で、解雇や倒産、雇止めなどの非自発的失業者に該当する場合、国保税を算定するときは、前年の給与所得を30/100とみなして行う軽減措置があります。適用を受けるためには、保険年金課へ申告が必要です。

後期高齢者医療制度への移行に伴う減免措置

国保以外の健康保険から後期高齢者医療制度へ移行する人の被扶養者で、新たに国保加入者となる65～74歳の人については、国保税の減免措置を受けられる場合があります。適用を受けるためには、保険年金課へ申請が必要です。

均等割額 加入から2年を経過する月まで5割減額

所得割額 全額免除(当面の間)

産前産後期間の国保税軽減措置

国保に加入されている方が出産された場合、産前産後期間4か月分(多胎妊娠の場合は6か月分)の保険税が免除される場合があります。

◆所得の申告を忘れずに◆

国保税の決定や減額、入院中の食事代、高額療養費の算出には、世帯全員の所得の申告が必要です。確定申告や住民税の申告などをしていない人がいる世帯は、必ず申告をしてください。

国保税の納め方

国保税の納め方は、年齢によって異なります。

40歳未満の人

医療保険分と後期高齢者支援金分の国保税を納めます。



国保税

医療保険分
後期高齢者支援金分

40～64歳の人

(介護保険の第2号被保険者)

医療保険分・後期高齢者支援金分に介護保険分を合わせて、まとめて国保税として納めます。



国保税

医療保険分
後期高齢者支援金分
介護保険分

年度の途中で 40歳になるとき

40歳になる月(誕生日が1日の人はその前月)から介護保険分を納めます。

年度の途中で 65歳になるとき

65歳になる前月(誕生日が1日の人はその前々月)までの介護保険分を、国保税として納めます。

65～74歳の人

(介護保険の第1号被保険者)

医療保険分と後期高齢者支援金分の国保税を納め、介護保険分は介護保険料として別に納めます。



原則として年金から差し引かれます。ただし、年金が年額18万円未満の人などは、調布市へ個別に納めます。

国保税

医療保険分
後期高齢者支援金分

介護保険料

介護保険分
原則年金から天引き

◆特別徴収

世帯主が国保加入者で、世帯内の国保加入者全員が65～74歳の場合は、原則として世帯主の年金から差し引かれます。

※申出により口座振替で納付することもできます。

◆普通徴収

次の場合は、調布市へ個別に納めます。

- ・世帯主が国保加入者以外の場合
- ・年金が年額18万円未満の場合
- ・国保税と介護保険料を合わせた額が年金の2分の1を超える場合

納付方法

国保税は世帯主が納めます

世帯主本人が国保の加入者でなくても、世帯の中に1人でも国保加入者がいれば、世帯主が納税義務者になります。



納め方 原則、口座振替（または納付書）

国保税の納付は 便利な口座振替で

お手続きには下記の方法があります。

① 口座振替依頼書による手続き

受付窓口

● 納税課（郵送可） ● 市指定の金融機関

必要なもの

● 預金通帳 ● 金融機関の届出印 ● 納税通知書

② Pay-easy(ペイジー)による手続き

受付窓口

● 保険年金課 ● 納税課

必要なもの

● キャッシュカード（来庁されたご本人の口座に限りです）
● 本人確認書類 ● 納税通知書



※ 納付書での納付も可能です（口座振替にされない場合）。

※ 世帯主が変更になった場合、口座登録を引き継ぐことができません。

国保税は社会保険料控除の対象になります

1月1日から12月31日までの期間に納めた国保税は、その年分の確定申告・年末調整及び住民税の申告の際に、社会保険料控除の対象になります。

国保税を滞納すると

特別な理由なく国保税を滞納すると、次のような措置がとられます。

督促状

納期限が過ぎると、**督促状**が送付されます。延滞金が課せられることもあります。



滞納処分など

滞納が続き納付相談等にも応じない場合には、財産の差押えなどの処分が行われることもあります。

給付の制限

さらに未納が続くと、医療機関にかかるときの医療費が全額自己負担となることがあります。



給付の差し止め

納期限から一定期間を過ぎると、国保の給付の全部または一部が差し止められます。

やむを得ない事情で納付が困難なとき

病気や災害など、やむを得ない事情により国保税の納付が困難な場合には、分割納付などが認められることがあります。お早めにご相談ください。

国保で受けられる給付

病気やケガをしたとき（療養の給付等）

病気やケガをしたとき、医療機関や保険薬局にマイナ保険証等を提示すれば、一部負担金を支払うだけで次のような医療を受けられます。

- 診療
- 入院・看護
- 医療処置・手術
- 在宅療養・看護
- 薬や治療材料の支給
- 訪問看護（医師が必要と認めた場合）など

※状況によっては、国保が使えないケースがあります。（P17参照）

《自己負担割合（一部負担金）》

義務教育就学前

2割



義務教育就学後から70歳未満

3割



70～74歳 (P18参照)

2割



3割

現役並み所得者

※ 75歳以上の人は後期高齢者医療制度で医療を受けます。（P35参照）

こんな場合は国保が使えません

病気とみなされないもの

- ◆ 健康診断・人間ドック・予防接種
- ◆ 正常な妊娠・出産
- ◆ 経済上の理由による妊娠中絶
- ◆ 美容整形・しれつきょうせい歯列矯正
- ◆ 単なる^{けんたい}疲労や倦怠
- ◆ 軽度のシミ・アザ・わきがなど



ほかの保険が使えるもの

- ◆ 仕事中の病気やケガ（通勤途上も含む）
→ 労災保険の対象です
- ◆ 以前勤めていた職場の健康保険が使えるとき



保険給付が制限されるもの

- ◆ けんか、泥酔などによるケガや病気
- ◆ 故意の事故や犯罪によるケガや病気
- ◆ 医師や国保の指示に従わなかったとき



70～74歳の人の医療

国民健康保険の加入者が70歳になると、医療費の自己負担割合が2割に軽減されます（ただし、現役並み所得者は3割）。

対象になる月

70歳の誕生日の翌月から対象となり、一部負担金の割合が判定されます。

ただし、誕生日が1日の人は、誕生日月から対象となります。

●70歳の誕生日の翌月から

例 誕生日が8月20日 ▶ 9月から開始

●誕生日が1日の人はその月から

例 誕生日が6月1日 ▶ 6月から開始

医療費の自己負担割合

所得区分	負担割合
一般	2割
低所得Ⅱ	
低所得Ⅰ	
現役並み所得者	3割

●介護施設等に入る人は

国保の加入者で、他の市区町村にある特別養護老人ホーム等の介護保険施設に入所する人は、原則として引き続き調布市での国保の加入者となります。

●75歳になったら

75歳の誕生日の当日から後期高齢者医療制度で医療を受けることになります。

※一定の障がいがある65～74歳の方で、後期高齢者医療広域連合から認定を受けた方は後期高齢者医療制度で医療を受けることができます。

70～74歳の人の所得区分

同一世帯の世帯主および国保被保険者全員が住民税非課税である

いいえ

はい

同一世帯に住民税課税所得（調整控除が適用される場合は控除後の金額）が145万円以上の、70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる

いいえ

はい

同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者の「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下である

はい

いいえ

同一世帯に70歳以上75歳未満の国保被保険者が

1人

2人以上

収入が383万円未満である

収入合計が520万円未満である

はい

いいえ

はい

いいえ

同一世帯に旧国保被保険者（国保から後期高齢者医療制度に移行した人）がいて、かつ、その人を含めた収入合計が520万円未満である

はい

いいえ

各世帯員の所得が必要経費・控除*を差し引いたときに0円となる

公的年金は控除額80万円(). 給与所得者の場合は、給与所得控除に加え10万円を控除

いいえ

はい

一般

現役並み所得者

低所得Ⅱ

低所得Ⅰ

所得により3つに区分

現役並みⅢ	現役並みⅡ	現役並みⅠ
課税所得 690万円以上	課税所得 380万円以上 690万円未満	課税所得 145万円以上 380万円未満

(*) 令和7年8月1日以降、公的年金の控除額は変更となる予定です。

医療費が高額になったとき

同じ月内の医療費の負担が高額になり、自己負担限度額を超えた場合、申請により超えた分が**高額療養費**としてあとから支給されます。



70歳未満の人の自己負担限度額（月額）

所得区分		限度額（3回目まで）	限度額（4回目以降）
ア	算定基礎額 901万円超	252,600円+ (医療費の総額-842,000円)×1%	140,100円
イ	算定基礎額 600万円超 901万円以下	167,400円+ (医療費の総額-558,000円)×1%	93,000円
ウ	算定基礎額 210万円超 600万円以下	80,100円+ (医療費の総額-267,000円)×1%	44,400円
エ	算定基礎額 210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯*	35,400円	24,600円

*算定基礎額＝総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額
*住民税非課税世帯…同一世帯の世帯主及び国保加入者が住民税非課税の世帯

70～74歳の人の自己負担限度額（月額）

外来（個人単位）の限度額を適用したあとに、外来＋入院（世帯単位）の限度額を適用します。

所得区分 (P19参照)		外来 (個人単位) の限度額	外来＋入院 (世帯単位)の 限度額
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得 690万円以上	252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1% 【140,100円】	
	Ⅱ 課税所得 380万円以上 690万円未満	167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1% 【93,000円】	
	Ⅰ 課税所得 145万円以上 380万円未満	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1% 【44,400円】	
一般		18,000円 年間上限 144,000円)*	57,600円 【44,400円】
低所得Ⅱ		8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		8,000円	15,000円

*年間上限額は、8月から翌年7月までの累計額に対して適用されます。

【 】内は、過去12か月の期間に4回以上該当した場合の4回目以降の限度額（多数回該当。P22参照）

◆75歳になる月の自己負担限度額について

75歳の誕生日の月は、誕生日前の国保制度と、誕生日以後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額がそれぞれ本来の額の2分の1になります。



高額療養費の申請

高額療養費の支給対象となる世帯には通知をお送りしますので、保険年金課に申請してください。(通知は受診から3か月程度かかります。)診療月から2年を過ぎると支給されませんのでご注意ください。

◆自己負担額の計算方法

- ①暦月(1日～末日)ごとに計算
- ②2つ以上の医療機関にかかった場合には分けて計算
- ③同じ医療機関でも、医科と歯科、外来と入院はそれぞれ分けて計算
- ④70歳未満の人について計算対象となるのは、同じ月内で21,000円以上の自己負担額が発生した医療機関の分のみ、70～74歳の方は自己負担額の制限なく合算
- ⑤入院中の食事代や、差額ベッド代などの保険適用外の費用は対象外

◆高額療養費の支給を年4回以上受けたとき

過去12か月の期間に、同一世帯で高額療養費の支給を既に3回以上受けている場合(多数回該当)は、「4回目以降の限度額」が適用されます。

同一都道府県内なら多数回該当を通算

同一都道府県内での市区町村間の住所異動で、世帯構成が変わらない場合は、高額療養費の該当回数が通算されます。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
A県	P市	①	②	③					
	Q市				④	⑤	⑥	⑦	

A県内のP市からQ市へ住所異動
ここから該当

窓口での支払いが限度額までとなるとき

- ①マイナ保険証等を医療機関に提示し、所得区分を確認できれば*1、窓口での支払いは自己負担限度額*2までとなります。

*1 資格確認書を提示し、所得区分の確認に同意した場合も同様です。

- ②限度額適用認定証が必要な場合、保険年金課で事前申請できます。認定証を医療機関の窓口で提示すると、支払いは自己負担限度額*2までとなります。

* 所得区分がオ、低所得Ⅰ・Ⅱの方は、入院中の食事代も減額されます。(P27参照)

* 保険税を滞納している場合は利用できないことがあります。

◆認定証の交付を申請できる区分

- ・70歳未満の人
- ・70～74歳で次の区分の人

低所得Ⅰ・Ⅱ

現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ *2



*2 自己負担限度額および所得区分はP19～21参照

特定疾病で高額な治療が長期間にわたる場合

長期間にわたって高額な治療を必要とする下記の特定疾病の人は、「特定疾病療養受療証」(要申請)により、自己負担限度額が、一医療機関につき1か月10,000円になります。

厚生労働大臣指定の特定疾病

- 人工透析が必要な慢性腎不全(70歳未満で算定基礎額*3 600万円超の人の自己負担限度額は1か月20,000円)
- 先天性血液凝固因子障害の一部(血友病AまたはB)
- 血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

*3 算定基礎額=総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額

◆世帯の医療費を合算して限度額を超えたとき

同一世帯で同じ月内に計算対象となる医療費の支払い(P22参照)が複数の医療機関であった場合、世帯で合算して自己負担限度額を超えると、高額療養費が支給されます。



計 算 例

所得区分: ㉒ 210万円超600万円以下(自己負担3割)

●医療費が400,000円かった場合

- ▶自己負担額は、3割負担のため
400,000円×30% = **120,000円**となります。
- ▶自己負担限度額は**80,100円**ですが、総医療費が267,000円を超えているため、加算分があります。

〈加算分〉(400,000円 - 267,000円) × 1% = **1,330円**

〈自己負担限度額〉80,100円 + 1,330円 = **81,430円**

医療機関等で自己負担限度額が確認できた場合

→医療機関の窓口で、**81,430円**を支払います。

医療機関等で自己負担限度額が確認できなかった場合

→医療機関の窓口で、**120,000円**を支払います。
国保の窓口申請をすると、限度額を超えた金額
120,000円 - 81,430円 = **38,570円**が、
あとから支給されます。



計 算 例

所得区分: 一般(自己負担2割)

●夫婦2人世帯で、夫が外来で**150,000円**、
妻が入院で**400,000円**の医療費がかかった場合

- ▶夫の自己負担額は、2割負担のため30,000円ですが、
外来の限度額が18,000円なので、医療機関の窓口で
18,000円を支払います。
- ▶妻の自己負担額は、2割負担のため80,000円ですが、
入院の限度額は57,600円なので、医療機関の窓口で
57,600円を支払います。
- ▶世帯の外来と入院の合計負担額は
18,000円 + 57,600円 = **75,600円**となります。
ただし、世帯単位の限度額は**57,600円**なので、国保
の窓口申請すると
75,600円 - 57,600円 = **18,000円**があとから支給され
ます。



◆70歳未満の人と、70～74歳の人が同一世帯の場合

次の計算方法で合算することができます。

1 70～74歳の人の限度額を計算(P21参照)



2 1に70歳未満の人の21,000円以上の自己負担額を合算



3 70歳未満の人の限度額を適用(P20参照)

介護保険の受給者がいる場合

〈高額医療介護合算療養費〉

介護保険の受給者がいる世帯の場合、国保と介護保険の限度額をそれぞれ適用後に自己負担の年額を合算して、下表の限度額を超えた分が、申請によりあとから支給されます。

自己負担限度額（年額：8月～翌年7月）

●70歳未満の人

所得区分		限度額
ア	算定基礎額 901 万円超	212 万円
イ	算定基礎額 600 万円超 901 万円以下	141 万円
ウ	算定基礎額 210 万円超 600 万円以下	67 万円
エ	算定基礎額 210 万円以下	60 万円
オ	住民税非課税世帯	34 万円

※算定基礎額＝総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額

●70～74歳の人

所得区分 (P19 参照)			限度額
現役並み 所得者	Ⅲ	課税所得 690 万円以上	212 万円
	Ⅱ	課税所得 380 万円以上 690 万円未満	141 万円
	Ⅰ	課税所得 145 万円以上 380 万円未満	67 万円
一 般			56 万円
低所得Ⅱ			31 万円
低所得Ⅰ			19 万円

療養費等の支給

入院中の食事代

入院したときは、診療や薬にかかる費用とは別に、食事代の一部が自己負担になります。



◆入院中の食事代（1食あたりの標準負担額）

一般（下記以外の人）		510 円*
所得区分オ（P20 参照）・ 低所得Ⅱ（P19 参照）	過去12か月の入院 日数が90日以内	240 円
	過去12か月の入院 日数が91日以上★	190 円
低所得Ⅰ（P19 参照）		110 円

*所定の要件に該当する場合は300円

※所得区分がオ、低所得Ⅰ・Ⅱの人は、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要です。マイナ保険証を利用する場合、申請は不要です。（P23 参照）

★該当する場合は、マイナ保険証を利用していても改めて申請が必要です。

◆療養病床に入院する場合の食事代・居住費

65歳以上の人が療養病床に入院するときは、食事代・居住費の一部が自己負担になります。

	食事代 (1食につき)	居住費 (1日につき)
一般（下記以外の人）	510 円*	370 円
所得区分オ（P20 参照）・ 低所得Ⅱ（P19 参照）	240 円	
低所得Ⅰ（P19 参照）	140 円	

*一部医療機関では470円

※指定難病患者等で金額が異なる場合があります。

入院時に負担した食事代・居住費は、高額療養費の対象外です。

第三者行為による病気やケガ

交通事故をはじめ、第三者の行為によって傷病を受けた場合にも、国保で治療を受けることができます。本来、治療費は加害者が支払うものですが、一時的に国保が立替払いし、加入者に代わって加害者へ費用を請求します。示談の前に必ず保険年金課に連絡をして、届け出してください。

◆ 第三者行為とは

- ・ 交通事故
- ・ 暴力行為を受けた
- ・ 他人の飼い犬に噛まれた
- ・ 飲食店で食中毒にあった など



届出について

- 交通事故にあったときは、必ず警察に連絡をして「事故証明書」を受け取ってください。
- 「事故証明書」「印かん」をお持ちのうえ、保険年金課に「第三者行為による傷病届」を提出してください。

※ 傷病の状況や、相手の保険加入状況などを記入します。

ご注意ください!

治療費を受け取ったり示談したりしてしまうと、給付ができなくなる場合があります。示談の前に必ず国保の窓口で連絡してください。

柔道整復師にかかるとき

柔道整復師（接骨院・整骨院など）の施術に国保が使えるのは、一定の条件を満たす場合に限られます。また、同一の負傷において、同時期に医師と重複してかかることはできません。

● 国保が使える場合（外傷性が明らかな場合）

- 打撲やねんざ等（いわゆる肉離れを含む）
- 骨折・脱臼（緊急時以外は医師の同意が必要）



✕ 国保が使えない場合（全額自己負担となります）

- 単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労
- 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善の見られない長期の施術
- 工作中や通勤途上での負傷（→ 労災保険の対象となります）



「療養費支給申請書」に署名を

国保を扱っている柔道整復師の施術を受ける場合、窓口でマイナ保険証等を提示し、一部負担金を支払います（受領委任）。その際は「療養費支給申請書」に記載された施術内容を確認し、署名してください。



いったん全額自己負担したとき(療養費の支給)

次のような場合には、いったん全額自己負担となりますが、保険年金課に申請して審査決定されれば、自己負担分を除いた額があとから払い戻されます。

※は医師が認めた場合に適用

こんなとき		申請に必要なもの
1	急病などでやむを得ず国保を扱っていない医療機関にかかったり、マイナ保険証等を提示せずに医療を受けたとき	●診療報酬明細書 ●領収書
*2	治療用装具(コルセット、ギプス、義足など)を購入したとき	●医師の診断書か意見書 ●明細の分かる領収書
*3	輸血のための生血代(病院を通じて購入した場合)	●医師の診断書か意見書 ●生血代の領収書 ●マイナンバー
4	国保を扱っていない柔道整復師の施術代(骨折、脱臼、ねんざなど)	●施術内容と費用の明細が分かる領収書等
*5	はり・きゅう・マッサージを受けたとき(医師の同意が必要)	●施術内容と費用の明細が分かる領収書等 ●医師の同意書
6	海外滞在中に医療機関にかかったとき(治療目的で渡航した場合を除く*) *臓器移植については、一定の条件を満たせば認められる場合があります。	●診療内容の明細書と領収明細書(外国語のものは日本語の翻訳を添付) ●パスポート ●調査に係る同意書 ●領収書

●世帯主名義の銀行口座が分かるもの

出産・死亡・移送

こんなとき	申請に必要なもの
◆子どもが生まれたとき(出産育児一時金) 国保に加入している人が出産したときに支給されます(妊娠85日以降の死産・流産を含む)。 ※出産前に医療機関等へ直接支払制度(国保から直接医療機関に支払う制度)を利用する申出をした場合は、保険年金課への申請は必要ありません。 ●ほかの健康保険から出産育児一時金が支給される人は、国保から受けることはできません。	●直接支払制度の合意文書 ●領収書、明細書 ●世帯主名義の銀行口座が分かるもの ●医師の証明書(死産・流産の場合) ※海外で出産された場合は、このほかに「出生証明書(和訳が必要)」、「調査に関わる同意書(現地の公的機関・医療機関等に対して照会を行うことの同意書)」、「戸籍謄本(出生児の住民登録がない場合)」、「出産者のパスポート」が必要です。
◆死亡したとき(葬祭費) 国保加入者が亡くなったときに、葬祭を行った人に支給されます。	●会葬礼状または葬儀の領収書 ●葬祭を行った人名義の銀行口座が分かるもの
◆移送の費用がかかったとき(移送費) 重病などで移動が著しく困難であり、緊急等やむを得ない事情で、医師の指示により入院や転院が必要な場合に移送の費用がかかったとき、申請して国保が必要と認めた場合に支給されます。	●医師の意見書 ●領収書(移送区間、距離、方法の分かるもの) ●世帯主名義の銀行口座が分かるもの



●マイナンバーと本人確認書類

療養費等の支給



健康づくりと医療費

高齢化の進展や生活習慣病などの慢性疾患の増加に伴い、医療費は増加傾向にあります。今後も誰もが安心して医療を受けられる国保制度を維持するためにも、医療費適正化にご協力ください。

◆かかりつけの医師・歯科医師・薬剤師を持ちましょう

日常的な病気の治療や相談に応じてもらえる「かかりつけ医」を持ちましょう。薬の相談や管理をしてくれるかかりつけ薬剤師も決めておくと安心です。

※紹介状なしで大病院を受診した場合、初診料とは別に5,000円以上の特別な料金を負担することになります。



◆診療時間を守りましょう

休日や時間外の医療費は、通常よりも高く設定されています。緊急性がなければ、診療時間内に受診しましょう。



◆「はしご受診」はやめましょう

同じ病気で複数の医療機関にかかる「はしご受診」は、初診料や薬の重複など、医療費増加の原因です。

◆小児救急電話相談（#8000）を利用しましょう

夜間や休日に子どもの急病で心配なときには、小児救急電話相談（#8000）を利用しましょう。



◆勝手に治療を中止してはいけません

自己判断で治療や服薬を中断すると、回復の遅れ、病状の悪化等の原因になります。必ず医師の指示に従いましょう。



◆ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品は新薬と効果は同等なのに安価で安心な薬です。医療費適正化のために上手に活用しましょう。



★お薬手帳を活用しましょう

- ・お薬の重複投薬や飲み合わせによるリスクを防ぎます。
- ・無駄な医療費を削減できます。
- ・アレルギーや副作用等、過去にかかった病気や症状を伝えられます。
- ・災害時や旅行、緊急時に服用歴を伝えることができます。

お薬手帳の
ココがすごい！



特定健診

糖尿病や心筋梗塞などの生活習慣病のリスクを早期発見するための健康診断です。毎年必ず受診しましょう。

◆健診対象者

令和7(2025)年4月1日現在、調布市の国保に加入しており、その翌年3月31日時点で40歳から74歳までの人です。対象の人には、市から特定健診受診券を送付します。

※4月2日以降、国保に加入した人は保険年金課までお申込みが必要です。

※誕生日に応じた受診時期を過ぎると受診できません。

翌年度以降も継続して調布市で国民健康保険に加入していれば、毎年送付月に受診券が届きます。

◆健診を受ける場所

市の委託する医療機関または保健センター

◆受診期間

毎年1回、誕生日により指定された期間

●対象者には、受診期間の前月末に受診券が送られます。



誕生日	受 診 期 間			
4・5・6月	5月～8月			
7・8・9月		7月～10月		
10・11・12月			9月～12月	
1・2・3月				11月～2月

※受診期間の延長はできません。

◆健診内容

年 齢	健診項目	その他の項目
40歳	・問診・診察・身体計測・血圧測定 ・肝機能検査・血糖検査	肝炎ウイルス検診 (B型・C型肝炎)
41～49歳	・血中脂質検査・尿検査・貧血検査	なし
50～74歳	・心電図検査・腎機能検査	胸部レントゲン撮影

※その他、実施基準に該当し、医師が必要と認めた人には眼底検査を実施します。

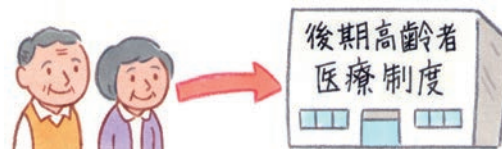
◆費用【無 料】

健康チャレンジ(特定保健指導)

特定健診で見つかったリスクを病気になる前に軽減させるには、生活習慣の改善が必要です。日頃の生活習慣を食事面・運動面から見直すために、管理栄養士等のサポートが受けられます。費用は無料です。対象者には案内をお送りしますので、ぜひご利用ください。

後期高齢者医療制度

75歳(一定の障害のあるときは65歳)以上の人は、「後期高齢者医療広域連合」が運営する後期高齢者医療制度で医療を受けることになります。



対象となる人

- 1 75歳以上の人全員
- 2 65～74歳で、一定の障害があると広域連合から認定された人

診療を受けるとき

医療を受ける場合は、マイナ保険証等を病院などの窓口で提示しましょう。

医療費の自己負担割合
(一部負担金)

- ・一般所得者等は1割
- ・一定以上の所得のある人は2割
- ・現役並み所得者は3割

保険料の納め方

後期高齢者医療制度の対象(被保険者)となる人全員が、一人ひとり保険料を納めます。75歳(一定の障害がある人は65歳)以上であれば、これまで保険料を負担していなかった被用者保険の被扶養者だった人も保険料を納めます。

※所得の低い人や、被用者保険の被扶養者だった人は、保険料が軽減されます。また、制度が変更になる場合があります。

こんなときには**14日以内**に届出を!

こんなとき		届出に必要なもの
国保に加入するとき	ほかの市区町村から転入してきたとき*	_____
	職場の健康保険をやめたとき	● 職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の加入者の被扶養者でなくなったとき	● 被扶養者でなくなった証明書
	子どもが生まれたとき	● 母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	● 保護廃止決定通知書
	外国籍の人が加入するとき	● 在留カード等、パスポート
国保を脱退するとき	ほかの市区町村に転出するとき*	_____
	職場の健康保険に加入したとき	● 職場の健康保険の加入日が分かるもの (資格情報のお知らせ、資格確認書等)
	職場の健康保険の加入者の被扶養者になったとき	
	国保の加入者が死亡したとき	_____
	生活保護を受けるようになったとき	● 保護開始決定通知書
その他の届出	外国籍の人がやめるとき	_____
	住所、世帯主、氏名が変わったとき	_____
	世帯を分けたり、一緒になったとき	_____
	修学のため、別に住所を定めるとき	● 新しい住所の住民票 ● 在学証明書
	資格情報のお知らせや資格確認書を紛失、汚損したとき	_____

※国保の届出にはマイナンバーと本人確認書類*が必要です。

*同一都道府県内における市区町村間での住所異動でも届出が必要です。

*官公署発行の顔写真付き証明書(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)です。



植物油インキを使用しています
K18015-2

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルフォントを採用
しています。

禁無断転載

©ライズファクトリー